

毎朝火、金曜日発行（但休日ではある）
 昭和四年四月十五日第三號郵政省特許第...
 (甲田)

鳥取県公報

目次
 ◇公告 職業訓練指導員試験の実施

公告

職業訓練法（昭和33年法律第133号）第22条第3項第1号に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり行なう。

昭和39年1月14日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験の区分及び科目
 試験は、次の免許職種について、それぞれ学科試験及び実技試験を行なう。
 板金工（訓練職種が建築板金作業に係るもののみを受

験の対象とする。）
 自動車整備工（自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による1級4輪自動車整備士もしくは1級2・3輪自動車整備士又は2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級3輪自動車整備士若しくは2級2輪自動車整備士の技能検定に合格した者のみを受験の対象とする。）

免許職種	学科試験の科目	実技試験の科目
板金工	1 指導方法（訓練計画、訓練方法、指導生活指導） 2 (1) 工作法、溶接法及び研削法 (2) 材料の構造、金属材料の規格、用途及び性質、55つけけ用材料 (3) 展開図法（平面図及び立体図法、展開図法）	1 現図及び板取 2 部品加工作業 3 組立作業 4 製品検査
自動車整備工	1 指導方法（訓練計画、訓練方法、作業分析、作業管理、労務管理、生活指導） 2 (1) 自動車工学（自動車の種類及び構造、各部の装置、機関の構造及び機能、計測器）	1 各種自動車の分解及び組立作業 2 各種自動車の修理及び調整作業 3 普通自動車の

	運転作業
(2) 整備法(部品加工法、組立調整法、故障排除、記録法、測定法、交通及び整備関係法規)	
(3) 材料(自動車用材料一般)	
(4) 製図(製図法、製図法)	

	ち関連学科
士、2級ジーゼル自動車整備士、2級自動車整備士若しくは2級自動車整備士の技能検定に合格した者	

- 2 試験の期日
 - 学科試験 昭和39年3月15日(日)
 - 実技試験 昭和39年3月16日(月)から 22日(日)までの間において別に指定する日
- 3 試験の場所 倉吉市
- 4 学科試験又は実技試験の全部又は一部の免除を受けることのできる者は、次のとおりである。

免 許 種 別	免除を受けることができる者	免除の範囲
板金工	大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校(明治36年勅令第61号)によるものを含む。)において卒業した者又は試験を修めて卒業した者	学科試験のうち科目の5つを関連学科
自動車整備工	自動車整備士技能検定規則による1級自動車整備士又は2級自動車整備士又は2級自動車整備士又は2級自動車整備士	実技試験の学科試験

- 5 集合時間及び携帯品
 - 集合時間 午前8時30分
 - 携 帯 品 筆記用具、昼食及び特定指定したもの(受験票交付の際に指示します。)
- 6 受験の申請
 - (1) 受験申請書類
 - 1 職業訓練指導員試験受験申請書(職業訓練法施行規則(昭和33年労働省令第16号)第25条に規定する様式によること。)
 - ア 履歴書
 - ハ 戸籍謄本又は抄本
 - ニ 写真(名刺型とし、申請前6月以内に撮影した正面、脱帽半身像で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)
 - ホ 学科試験又は実技試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については4の学科試験又は実

- 按試験の免除の表に掲げる者に該当することを証する書面
- (2) 書類の提出先 鳥取市東町 鳥取県商工労働部職業安定課
 - (3) 書類の提出期間 昭和39年1月21日から昭和39年2月20日まで
 - (4) 受験手数料
 - 受験手数料は、次に掲げる免許職種及び試験区分にしたがい、受験申請書の所定欄に鳥取県収入証紙をはつて納付すること。
 - なお、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも返還しない。
- | 試験区分 | 学 科 試 験 | 実 技 試 験 |
|--------|---------|---------|
| 免許職種 | | |
| 板 金 工 | 500円 | 700円 |
| 自動車整備工 | 500円 | |

- (5) 受験票の交付
 - 受験申請書を受取したときは、受験票を交付する。
- 7 合格者の発表
 - 昭和39年3月下旬に鳥取県公報に登載するとともに、合格者に通知する。
- 8 欠格者
 - 次の各項の一に該当する者は、試験を受けることができない。
 - (1) 禁治産者及び準禁治産者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (3) 職業訓練指導員免許の取消しをうけ、取消しの日から2年を経過しない者
- 9 その他
 - (1) 受験申請書用紙は、商工労働部職業安定課で交付する。
 - (2) 受験手続等について不明の点は、商工労働部職業安定課に問合わせること。